

石川県情報公開審査会の答申概要 (答申第84号)

- 1 異議申立ての対象となった本件公文書 (諮問案件第152号)
 (1) 平成20年度第1回石川県後期高齢者医療審査会議事録 (本件公文書1)
 (2) 平成20年度第2回石川県後期高齢者医療審査会議事録 (本件公文書2)

2 担当課 (所) 健康福祉部医療対策課

3 審査請求等の経緯

- (1) H20. 12. 25 公開請求 (4) H21. 5. 7 諮問
 (2) H21. 1. 7 一部公開決定 (5) H22. 7. 29 答申
 (3) H21. 3. 3 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

一部公開決定において非公開とした部分のうち、次に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。

本件処分の非公開部分	左の理由 該当条項	審査会の判断		
		判断結果	該当条項	判断要旨
議事録表紙				
審査請求人の住所、氏名	7条5号	非公開	7条2号	特定の個人が識別できる情報であり、条例7条2号のただし書のいずれにも該当しない。
審査請求人の人数	7条5号	公開	—	審査請求人の人数は、審査請求の総数にすぎず、条例7条各号のいずれにも該当しない。
議事録本文				
審議がされている部分のうち ア 議事進行に係る部分 イ 議事の取りまとめに係る部分 ウ 実施機関の報告又は説明に係る部分 エ 審査会事務の実施方針に係る部分	7条5号	一部公開	7条2号 6号	委員の意見表明等に関するものではなく、これを公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと認められるので公開すべきである。 ただし、会長以外の委員名が識別される部分、その他特定の個人を識別できる情報、又は識別できなくても個別の審査請求理由など内心の表明に関する記載のように、これを公にすると個人の権利利益を損なうおそれがあるような「個人情報」や事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報など、非公開情報に該当する部分については、非公開とすべきことはいうまでもない。
審議がされている部分のうち上記以外の部分	7条5号	非公開	7条5号	本件公文書には、発言者を特定し逐語的な議事の細部が記載されており、これが公にされると、審議案件に関連する者が、特定の委員等に対していわれのない非難等をおこなうおそれは否定できず、委員等の発言が表面的、形式的なものとなり、自由かつ率直な意見交換等が困難になり、審査会の中立性、公平性の確保に支障が生じるおそれがあるといわざるを得ない。

議事録署名員の印影	7条5号	非公開	7条 2号	特定の個人が識別できる情報であり、条例7条2号のただし書のいずれにも該当しない。
-----------	------	-----	----------	--

5 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)
答申第84号

答 申 書

平成22年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき非公開とした部分のうち別表1に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成20年12月25日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成20年5月から12月に開催された石川県後期高齢者医療審査会（以下「医療審査会」という。）議事録

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応するものとして、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成21年1月7日に異議申立人に通知した。

(1) 本件公文書

第1回石川県後期高齢者医療審査会議事録（以下「本件公文書1」という。）

第2回石川県後期高齢者医療審査会議事録（以下「本件公文書2」という。）

(2) 公開しない部分

審査会において審議がされている部分（ただし、審査会会長の選出及び審査会規程の制定に係る部分を除く。）

(3) 公開しない理由

条例第7条第5号に該当

審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年3月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成21年5月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、実質審議以外の部分の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 医療審査会委員への働きかけや責任の追及については、審議内容を公開するか否かによって決まるものではなく、委員に選出された時点において問われるものである。

したがって、委員には、真摯に職務に徹し、十分かつ公正な審査をすることが求められるものであり、審議内容が公開されると、「率直な意見交換が阻害され、公平かつ円滑な議事運営が損なわれる」ということならば、それは委員として適切さを欠くというべきである。

- (2) 審査請求の目的は、国民が権利侵害を受けたり、不利益な処分を受けた場合、迅速な救済を図り、そのことによって「適正な行政運営」を確保することにある。

医療審査会は、「権利侵害の事実認否、不利益処分か否かの事実認定」の審査を基本とすべきであり、その事実認定の審議こそ県民が最も知りたい事項である。したがって、議事録は本来すべて公開すべきである。

- (3) 医療審査会の委員の三分の一は、審査請求人に不利益な処分を行った石川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の代表であり、審査会は、処分庁が審査請求を審査する機関の委員となるような不公正な構成となっている。したがって、県民には、審査内容の全てを公開にして審査内容を知る権利があり、それを非公開とすることは、県民の知る権利を侵害し、不公正な審理を隠蔽する恣意的かつ不当な処分である。

- (4) 一部公開された文書では、医療審査会でどのような議論がなされ、決定されたかが全く知ることができない。審議事項でないことも審議に関わるとして非公開とする決定は不適切であり、実質審議そのもの以外は公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 医療審査会について

審査会は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。「以下「高齢者医療確保法」という。）第129条の規定により石川県に設置される附属機関である。審査会の委員は、被保険者、広域連合及び公益を代表する委員それぞれ3名で組織され、高齢者医療確保法第128条により、後期高齢者医療給付に係る処分又は保険料その他高齢者医療確保法の規定による徴収金に関し、広域連合や被保険者の行った処分に対する不服申立てについて審理し、裁決を行う機関である。

なお、審査会の審議内容を公開すると、審査請求人等の個人情報が増加すること及び公正かつ円滑な議事運営が損なわれることから、会議を非公開としている。

- (2) 本件処分について

医療審査会は、後期高齢者の医療給付に関する処分等に対する審査請求の審理及び裁決を行う機関であり、委員は、その識見と専門的知識に基づき議論を尽くし、審査請求の当否について意思決定を行うもので、このような機能を果たすためには、各委員の公

平・中立的な任務の遂行が前提となるので、審議の過程において外部からの干渉を排し、自由かつ率直な意見交換を行うことが極めて重要となる。

したがって、審議内容が公にされると、委員に対し外部の利害関係者から働きかけが行われたり、委員個人の責任が問われたりするなどのおそれがあり、審査会における自由かつ率直な意見の交換が阻害され、公平かつ円滑な議事運営が著しく損なわれる可能性があることから、審査請求の審理に係る部分について、条例第7条第5号に該当すると判断し非公開とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

- (1) 本件公文書は、平成20年5月30日に開催された第1回石川県後期高齢者医療審査会及び9月10日に開催された第2回石川県後期高齢者医療審査会に係る議事録である。
- (2) 本件公文書は、議事録表紙、審査会次第及び議事録本文に区分され、議事録表紙に件名、審査請求人の住所、氏名、人数、処分庁及び出席者が記載されており、議事録本文には、発言者を特定した逐語的な発言内容並びに議事録署名員の署名及び印影が記載されている。

3 条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第5号に該当するとして、議事録表紙の審査請求人の住所、氏名及び人数並びに本件公文書1の議事録本文の12ページ10行目から25ページ、本件公文書2の議事録本文の議事録署名員の自署氏名を除く全て及び議事録署名員の印影を非公開としているので、この点について検討する。

(1) 条例第7条第5号の規定について

本号では、県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、次のようなおそれがあるものを非公開情報と規定している。

- ア 率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
- イ 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ
- ウ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

(2) 条例第7条第5号の該当性について

医療審査会は、高齢者医療確保法第129条により都道府県に設置される機関で、同法第128条では、「後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他この章の規定による徴収金に関する処分に不服がある者」が審査請求する機関であるとされ、当該処分等の妥当性及び適正性を担保するために設けられたものである。

医療審査会では、このような処分の前提となる事実関係や判断の妥当性等が検討されるもので、委員が自由かつ率直に自己の意見や見解を表明し、意見交換を行うことが重要であり、このような審議の過程における個別の意見を総合し、審査会としての最終的な結論に至るものである。

また、医療審査会の審議案件は、個人の医療給付等に関する不服申立てに係るもので、その審議は、特定個人の利害に直接関わるものであり、委員等の発言は、審議の内容を左右するとともに、個人の情報に及ぶものと考えられる。

したがって、発言者を特定し議事の細部を記載した本件公文書のような議事録が公にされると、審議案件に関連する者が、審議過程における個別の発言を取り上げ、その表面的な不整合等を指摘するなど、特定の委員等に対していわれのない非難等を行うおそれは否定できない。

このようなことから、審査会議事録の審査過程における委員等の意見表明、意見交換及び判断等に係る部分を公開することになれば、委員等の発言が表面的、形式的なものとなり、自由かつ率直な意見等の表明や交換が困難になり、審査会の中立性、公平性の確保に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。

しかしながら、議事録本文に関して本件処分で非公開とされた部分のうち、審議に係る部分においても、次に掲げる部分については、委員の意見表明等に関するものとは認められず、これを公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがないと認められるので、公開すべきである。

- ア 議事進行に係る部分
- イ 議事の取りまとめに係る部分
- ウ 実施機関の報告又は説明に係る部分
- エ 審査会事務の実施方針に係る部分

ただし、上記の部分であっても、会長以外の特定の委員名が識別される部分、その他特定の個人を識別できるような情報又は特定の個人を識別できなくても、個別の審査請求理由など請求者の内心の表明に関する記載のように、これを公にすると個人の権利利益を損なうおそれがあるような「個人情報」や、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす情報など、条例第7条各号の非公開情報に該当する部分については非公開とすべきことはいうまでもない。

また、議事録表紙の審査請求人の人数は、審査請求の総数に過ぎず、条例第7条第5号はもとより、同条各号の非公開情報に該当しないと認められるので公開すべきである。

以上のことから、実施機関が非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分について公開すべきであると判断した。

4 本件処分に係る理由付記について

本件処分において、議事録表紙の審査請求人の住所及び氏名並びに議事録本文末尾の議事録署名員の印影が非公開とされているが、本件処分に係る理由付記には、「公開しない理由」を一括して、「条例第7条第5号に該当」とのみ記載されている。

しかしながら、上記の審査請求人の住所及び氏名並びに議事録署名員の印影については、特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号の「個人情報」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当

しないものである。

実施機関においては、今後、一部公開決定等に係る理由付記の記載にあたっては、十分留意すべきである。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1

本件公文書		非公開部分	公開すべき部分	
第1 回石 川県 後期 高齢 者医 療審 査会 議事 録	議事録表紙	審査請求人の住所、氏 名及び人数	審査請求人の人数	
	審査会次第	なし	—	
	議事録本文	1 2 ページ 1 0 行目 から 2 5 ページ	1 4 ページ	27 行目から 33 行目
			1 5 ページ	1 行目から 10 行目 2 字目まで、 17 行目から 22 行目 7 字目まで、 30 行目から 33 行目まで
1 6 ページ			1 行目、 11 行目から 1 8 行目まで、 19 行目 8 字目から 22 行目まで	
		2 2 ページ	7 行目から 8 行目 3 字目まで、 8 行目 7 字目から 16 行目 9 字目 まで	
		2 5 ページ	1 行目から 12 行目まで	
		議事録署名員の印影	—	
第2 回石 川県 後期 高齢 者医 療審 査会 議事 録	議事録表紙	審査請求人の住所、氏 名及び人数	審査請求人の人数	
	審査会次第	なし	—	
	議事録本文	全て	1 ページ	全て
			2 ページ	1 行目から 22 行目 34 字目まで
			3 ページ	33 行目から 36 行目まで
			4 ページ	11 行目から 15 行目 10 字目まで
			7 ページ	29 行目から 31 行目まで
			8 ページ	全て
			9 ページ	1 行目から 5 行目まで
			1 1 ページ	12 行目、27 行目から 30 行目まで
			1 2 ページ	1 行目から 9 行目 13 字目まで、 9 行目 25 字目から 12 行目まで
			2 3 ページ	16 行目から 30 行目まで
			2 4 ページ	1 行目から 3 行目 2 字目まで、 3 行目 10 字目から行末まで、 13 行目から 31 行目まで
2 5 ページ			1 行目から 13 行目まで	
2 6 ページ	33 行目から 35 行目まで			
2 7 ページ	1 行目から 11 行目 19 字目まで			
2 9 ページ	20 行目から 28 行目まで			
3 0 ページ	全て			
		議事録署名員の印影	—	

(注) 「公開すべき部分」の「ページ」は、議事録本文欄外下に付された数字、「行目」は、文字が記載された行を上端から数えた行数、「字目」は行の左端から記載のある文字について句読点及びカッコ等は一文字として数えた字数で、「行目から」とは行頭から、「行目まで」とは行末までの意である。

<別表2>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 5 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 2 号)
平成 21 年 6 月 5 日	○実施機関(健康福祉部医療対策課)から理由説明書を受理した。
平成 21 年 6 月 30 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 2 月 26 日 (第 191 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 3 月 9 日 (第 192 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 3 月 23 日 (第 193 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 5 月 14 日 (第 195 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 5 月 28 日 (第 196 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 6 月 25 日 (第 197 回審査会)	○事案の審議を行った。